

平成30年度 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 年度計画

1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組

1-1 診療事業

岐阜県地域医療構想（平成28年7月策定）に基づき、飛騨地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携の下、医療水準を高めながら地域の実情に適した高度・先進医療、急性期医療、政策医療等の県民が必要とする医療を提供する。

1-1-1 より質の高い医療の提供

(1) 高度医療機器の計画的な更新・整備

高度専門医療等の水準を維持・向上させるため、中期目標の期間における更新及び整備計画を策定し、高度医療機器の計画的な更新・整備を進める。

医療機器の整備及び更新に当たっては、稼働率や収支の予測を十分に行った上で進めるとともに、リース等を含めた最適な導入形態を検討する。

また、これらの医療機器の持つ能力を充分引き出せるような技術の取得及びレベルアップができるような体制を整備する。日々の測定機器の校正、各種精度管理サーベイへの参加など精度管理を徹底する。

(2) 医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の確保

より質の高い医療を安定的に提供するため、医師・看護師・コメディカル等医療従事者の必要数確保及び定着を図る。

特に医師の勤務条件を緩和するため医師確保と医師定着化の取組として、次の事項等を実施する。

- ・下呂温泉病院勤務医師や岐阜大学地域医療医学センター医師等が地域の教育研究を実践する場として設置した地域医療研究研修センターにおいて、地域医療を志す医師の養成
- ・定年を迎えた医師のうち、質の高い医療の提供に寄与すると認められる者の再雇用
- ・医師等求人エージェントの活用
- ・インターネットや医学専門誌などのメディアの積極的活用による医師の公募
- ・県民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう非常勤医師を活用
- ・医師の業務負担の軽減を図るため、医師事務作業補助者を充実するほか、看護師が医療業務に専念できるように病棟事務補助者の設置に向けた取組
- ・再就職支援者研修を開催するなど看護師負担の軽減とともに高い患者サービスも可能な看護体制維持に必要な看護師数の確保

(3) 大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師の養成

岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センター等の連携により多くの臨床研修医の受入れと指導體制の充実を図り、特に地域医療を志す医師の養成を行う。

(4) 認定看護師等看護の専門性を高める資格取得の促進

患者及びその家族に接する機会が多い看護職の専門性の向上及び水準の高い看護を提供するため、各種認定看護師等看護の専門性を高める資格取得を促進する。新卒看護職員卒後研修やラダー研修(キャリアアップの階層研修)を開催し、看護実践能力の習得を支援する。

今年度は、認知症及び皮膚排泄ケア分野において2名が認定看護師養成校へ入学し、認定試験合格を目指す。

また、eラーニング(Electronic Learning)による研修を推進する。

(5) コメディカルに対する専門研修の実施

薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の技術職について、研修等を充実し、専門技能の向上を図る。特に、理学療法士等のリハビリ職員については、疾患別体系の担当者別に職員の専門的・実践的研修を実施する。

また、学会発表、技師会活動を支援するほか、先進病院への出向研修支援を行い、各種認定資格の取得を促進することで専門性を高めるなど、優れた技能・知識を有する職員の養成に努める。

(6) EBMの推進

学会の診療ガイドライン等に基づいたクリニカルパス（入院患者に対する治療の計画を示した日程表）を作成し、クリニカルパスの積極的な活用強化に取り組むとともに、バリエーション分析（設定した目標に対して逸脱した事項の分析）等を行うことにより、医療の質の改善、向上及び標準化を図り、「最も信頼できる根拠」と「医療者の専門性」と「患者の臨床状況と価値観」を統合して、患者さんにとってよりよい医療（EBM：Evidence Based Medicine）を提供する。

また、電子カルテを中心とする医療総合情報システムをより有効に活用し、クリニカルパスの電子化や診療支援及び安全管理への活用を図り、医療水準の向上及び診療内容の標準化を進める。

(7) 専門性を発揮したチーム医療の推進

あらゆる部門や職種を超えた良好なコミュニケーションの下に、専門職が一つになって総合的に医療を行うとともに、より専門的かつ安全な診療を実現するために、医師・看護師・メディカル等職種間の協働に基づくチーム医療をより一層推進する。

(8) メディカカードの導入などのITの活用

電子カルテシステムの充実に努めるほか、患者主体の診療情報の利活用（メディカカード、ICカード型診察券の導入等）について、下呂市医師会、下呂市とも連携し、検討を行う。

(9) 医療安全対策の充実

○インシデント・アクシデント報告の分析及び改善方策の共有化

院内の医療安全対策室において、医療総合情報システムを活用し、インシデント及びアクシデントに関する情報の収集及び分析に努め、リスクを回避する方策の立案や、対策実施後の評価等を定期的に討議し、医療事故の再発防止及び予防の徹底を図る。

また、分析結果及び改善方策について、医療総合情報システムにより情報の共有化を図る。

○安全管理に関する研修体制の充実

全職員が患者の安全を最優先にして万全な対応を行うことができるように、情報の収集・分析による医療安全対策の徹底及び医療安全文化の醸成など安全管理に関する研修体制を充実する。

今年度も院内全職員を対象にした医療安全推進大会を実施する。

(10) 院内感染防止対策の確立

複数の医療職から構成する院内感染対策室を中心に、職員に対する院内防止対策（マニュアル）の周知徹底・啓発を行うとともに、定期的に感染対策委員会を開催し、感染の状況や感染対策活動の評価等を行う。

また、重大な院内感染が発生した場合には、医療事故と同様に、原因の分析・再発防止策の立案と県民に対する適正な情報提供に努める。

今年度も引き続き、抗菌剤の適正使用について及び全職種間での手指衛生の徹底について、重点的に取り組む。

1-1-2 患者・住民サービスの向上

(1) 待ち時間の改善等

診療時間の弾力的運用など待ち時間の短縮や待ち時間の過ごし方について、待ち時間等の実態を把握し、総合的な待ち時間対策に取り組む。

(2) 院内環境の快適性の向上

- ・患者からの改善要求については、可能な限り改善に努めるとともに、全室個室化をはじめとする施設の利便性を活用し、患者のプライバシーとアメニティの確保に配慮した快適な院内環境づくりに取り組む。
- ・外来患者に対するスムーズな受診体制を充実する。
- ・食材の直接管理による良質な食事や患者個々の嗜好に合わせた主食・主菜の選択や副食の調理形態の変更に取り組む。
- ・院内コンサート等、患者に安らぎを提供する行事の質の向上を図る。
- ・病院運営に寄与するボランティアの積極的な受入れに取り組む。
- ・総合窓口における各種案内業務の迅速な対応に努める。
- ・清掃業務について、機動性のある業務委託とすることによって、清潔な院内スペースの実現に努める。
- ・院内売店の飲食物やアメニティグッズ等について患者ニーズを反映させる。

(3) 医療に関する相談体制の充実

苦情等へ迅速な対応ができる相談受付窓口の更なる活用を図るとともに、PS(PS:Patient Stisfaction) マナー接客研修会等を通じて職員の接客意識の向上に努める。

また、検査や薬の相談窓口を開設（医師説明の補助）するほか、放射線被ばくの専門知識を有した被ばく相談員を配置する。

(4) 患者中心の医療の提供

地域で信頼される開かれた医療機関となることを目指し、患者の権利（安全・平等で最善の医療、情報の開示を受け、自己決定できる等）の保証と職員への周知、医療従事者としての倫理観の確立に努める。

また、ピンクリボンキャンペーンの趣旨に賛同し、働く女性に対する休日の検診体制の充実を図る。

(5) インフォームドコンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進

患者自らが選択し納得できる医療を提供するため、インフォームドコンセントの徹底、セカンドオピニオンを推進する。

(6) 患者や周辺住民からの病院運営に関する意見の反映

患者や周辺住民を対象とした病院満足度調査を実施するとともに、地域の代表者等を構成員とする「下呂温泉病院運営協議会」を開催し、意見交流を行うことにより、その結果を病院運営に反映させる。

1-1-3 診療体制の充実

(1) 患者動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備・充実

病診連携機能を強化するとともに、患者の動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備及び充実を図る。（急性期病棟と地域包括ケア病棟の適正配置に係る検討）

- ・小児科及び産婦人科の維持、また、患者の平均年齢が高齢化していることから、非常勤医師対応の診療科（泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科等）の充実を図る。
- ・生理検査（聴力検査・超音波検査）等検査業務を拡充する。
- ・上肢機能を再建する手外科のリハビリテーション、異常な筋収縮に伴う症状を軽減するボトックス治療後のリハビリテーション、がん患者の緩和リハビリテーションの充実を図る。

(2) 多様な専門職の積極的な活用

高度な専門性を有する職員を外部から登用するにあたり、その専門性に適した処遇を行う。さらに、高度な専門性を有する職員が定年を迎えた場合の再雇用制度により引き続き雇用に努める。

1-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携

- (1) 近隣の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の向上
 近隣の医療機関と連携強化することで、紹介・逆紹介を促進する。
 下呂市立金山病院については、地域医療構想の趣旨を踏まえ地域医療を提供する体制の構築に向けて連携を図る。
- ア 岐阜県立下呂温泉病院
 急性期医療（脳疾患、心疾患）、回復期医療、産科医療、二次救急医療、病棟機能（急性期病棟・地域包括ケア病棟・回復期病棟）
 - イ 下呂市立金山病院
 急性期医療、慢性期医療、一次救急医療、病棟機能（急性期病棟・療養病棟）
- また、脳血管障害後遺症等での長期入院患者については、下呂市立金山病院が受け皿の役目を果たすなどの連携を確保することで、地域で完結できる医療体制の更なる充実を図るため、連携会議を開催する。
- さらに、地域の医療機関による高度医療機器の使用や開放型病床の共同利用に努めるなど病診・病病連携を推進するほか、下呂市医師会の会員として、理事会や症例発表会に参加し、医療水準の向上と連携強化を図る。
- (2) 地域連携クリティカルパスの整備普及
 飛騨地域の基幹病院として、他の医療機関との機能分担と連携を強化するために、地域連携クリティカルパスの整備・普及等に取り組む。
 慢性腎臓病（CKD：Chronic Kidney Disease）予防に取り組む下呂市が作成した連携パスについて、二次医療機関として普及促進に努める。
- (3) 救急医療コミュニティシステム等の活用
 病病・病診連携の一層の促進を図るため、CD-R（Compact Disc Recordable）を用いた画像データ等の患者情報の提供から更に進め、救急医療コミュニティシステムの整備状況に併せて、患者情報の共有化に取り組む。
- (4) 地域の介護・福祉機関との連携の強化
 地域の介護・福祉機関との連携を強化し、介護・福祉機関への患者情報の積極的な提供や、退院時カンファレンスの取組の強化等により、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービスを提供する。
 下呂市内の介護・福祉施設職員との連携強化のため、情報交換会等を開催する。

1-1-5 重点的に取り組む医療

二次医療を行う飛騨南部地域の唯一の基幹病院として、不採算・特殊部門となりやすい救急・小児・周産期医療等の提供に努める。

また、へき地医療の拠点病院として、「生活の場の医療」を県立病院の立場から創設し、その結果を研修医等に反映させるよう努力し、地域住民及び県民から信頼され必要とされる病院づくりを推進する。

- (1) へき地医療の拠点的機能の充実
 広大な診療面積と飛騨川水系に沿った細く長い距離を有するという特徴のため、病院という施設医療のみでは住民の健康を守ることはできない。
 地域医療研究研修センターの機能を充実し、検診医療の充実と地域診断機能の創設、さらに、診療所との連携強化を図ることで、予防医学及び連携医療を構築し、「生活の場の医療」の完成を目指す。
- (2) 専門的なリハビリテーション治療の実施
 これまで本院が担ってきた県下の地域リハビリテーションの基幹的な病院として、地域リハビリテーションの普及及び人材養成に加えて、医療及び介護における役割分担を踏まえ、患者の疾病及び症状に応じた、きめ細やかなリハビリテーションを実施するとともに、急性期医療から在宅までを見据えた地域連携による地域密着型の一貫したリハビリテーション提供体制

を確立する。特に、次の事項に重点的に取り組む。

- ・個々の患者にあったリハビリテーションプログラムの作成及び実施
- ・急性期医療においては、廃用症候群を予防し、合併症に注意しつつ十分なリスク管理の下、早期離床を目的に、座位・立位、歩行、摂食・嚥下訓練などの積極的なリハビリテーション治療の実施
- ・身体機能の中で、より複雑な動きが求められる手のリハビリテーションの充実
- ・リウマチ患者に対する生活指導、相談等を行う教育入院の実施
- ・高齢化の進展に伴い認知症患者の増加が見込まれる中、早期診断方法及びリハビリテーションを組み合わせた認知症の予防・治療体制の確立
- ・福祉住環境コーディネーター２級以上のライセンスを持った理学療法士・作業療法士による退院後の生活を見据えた質の高い住宅環境整備の指導の実施
- ・専門的知識を持った理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による障がい児療育支援の実施
- ・地域の介護・福祉機関との連携の強化
- ・下呂市内における早期認知症予防策として、出前による予防リハビリ指導に取り組む

(3) 急性期医療の推進

急性期医療及び政策医療といった、地域内の他医療機関において実施が困難な医療を提供するとともに、屋上ヘリポートを使用したドクターヘリの活用等により岐阜地域等の高度・先進医療機関との連携により救急医療体制の充実を図る。

(4) 予防医療の推進

「生活の場の医療」の中で予防医学の基本となる健診及び保健指導を実施する。

下呂市の住民健診については、市内全域から受け入れ、特に旧下呂町の6地区の受診機関として引き続き指定を受け、日曜健診にも取り組み、受診率の向上を図る。

こうした積極的な取り組みとともに、市・医療機関と連携し予防医療を推進する。

また、認知機能低下予防研究会により、認知症患者の早期発見手法の開発（下呂方式による認知症判定の実績づくり）を進めるとともに、健診センターにおいて「もの忘れドック」を実施することで認知症の兆候を早期に発見し、症状の進行を緩和するための予防リハビリを実施していく。

※下呂方式…下呂地域で独自に開発を進めている認知機能の低下を簡易的に判定するスクリーニングテスト

(5) 在宅療養支援体制の構築及び推進

地域における効率的かつ効果的な医療提供体制を確保することとして、当院においては、地域包括ケア病棟機能を更に充実させ、急性期病棟からの受皿として、在宅復帰支援に向けチーム医療の強化、推進を図る。

認定看護師などの専門性の高い能力を活用し、在宅で療養している患者、家族が安心して療養生活ができるよう相談窓口として、「看護外来」を設置するとともに訪問看護ステーションや施設とも連携した訪問指導の充実を図る。

(6) 周産期医療の推進

地域における妊娠、出産、子育て支援に対して、下呂市と協力して産前産後における支援の充実・強化を図る。

1-2 調査研究事業

岐阜県立下呂温泉病院で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行う。

1-2-1 調査及び臨床研究等の推進

(1) 調査及び臨床研究等の推進

治験や調査研究事業に積極的に参画できる体制を充実し、受託件数の増加に努めるとともに、大学等の研究機関との共同研究への協力、推進を図る。また全国がん登録に関しては、引き続き適正な登録事務を実施していく。

1-2-2 診療情報等の活用

(1) 医療総合情報システムに蓄積された各種医療データの有効活用

医療総合情報システムに蓄積された各種医療データを分析し、医療情報として提供することにより院内の医療従事者の総合的なレベルアップを図る。

また、その情報を地域の医療機関へも情報提供することにより地域医療全体の活性化を図る。

さらに、診療情報管理士有資格者による診療情報の管理、分析及び活用を推進する。

DPCに関わるデータを分析、検証、他病院との比較を行うとともに、当院の実態を把握することによって、診療機能の向上や経営改善の指標として活用に取り組む。

(2) 集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用

集積したエビデンスをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用することで、医療の質の向上を図る。

特に、地域医療研究研修センターでの調査研究事業において有効な活用を図る。

また、クリニカルインディケータ（臨床指標）の導入について取り組むほか、病院年報を発行し、その研究成果を岐阜県及び圏域市村の関係機関に提供する。

1-3 教育研修事業

医療の高度化・多様化に対応できるよう、医学生や岐阜県立看護大学及び岐阜県立看護専門学校等の学生やコメディカル並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医への研修など、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。

1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実

(1) 地域医療を目指す医師の養成

初期臨床研修制度の見直しを契機に、基幹型臨床研修病院として、研修医の受け入れ及び適正な指導体制等の構築及び充実を図る。協力型臨床研修病院として、岐阜大学地域医療医学センター、岐阜県総合医療センター及び岐阜市民病院などからの臨床研修医を積極的に受け入れ、地域医療を目指す医師の養成に努める。

また、臨床研修制度に基づき計画された独自の臨床研修プログラムの充実に努めるほか、初期臨床研修期間終了後に引き続き当院での勤務につながるようチーム医療によるバックアップ体制充実を図る。

さらに新専門医制度に基づいた連携施設として、専門医研修に協力していく。

(2) 臨床研修医の県内定着化の促進

岐阜大学医学部附属病院、岐阜県総合医療センター及びその他の県内臨床研修病院等と連携し、臨床研修医の県内定着化を促進する。

1-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施

(1) 医学生、看護学生やコメディカルを目指す学生の実習受入れ

看護学生の病院実習の受入れ体制の充実に努める。

また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等のコメディカル学生についても積極的に受入れを行う。

(2) 救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実

救急救命士などの病院実習の受入れ及び研修体制の充実に努める。

1-4 地域支援事業

地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行う。

1-4-1 地域医療への支援

(1) 地域医療水準の向上

地域医療研究研修センターでは、岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センターとの密接な連携の下に、二次医療圏における医療提供体制の課題と解決策に関する調査研究及び当院を実践フィールドとした地域医療学の研究を行うことで、地域医療を担う医師の養成に取り組む。

また、二次救急体制の課題検討のため、下呂市及び中津川市消防本部と当院医師及びコメディカルとの情報交換会を開催し、症例発表や講演会を通じて地域メディカルコントロールの連携強化を図る。

病診連携を推進し、開業医との情報交換を積極的に行うとともに、高度医療機器や開放型病床の利用促進により地域医療の向上を図る。

(2) 医師不足地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援

飛騨及び中濃地域のへき地診療所や医師不足地域の医療機関への診療支援を行う。

(3) へき地医療拠点病院としての地域医療支援

へき地医療拠点病院として地域医療の全てに取り組むとともに、飛騨南部地域の中心的役割を担い、へき地医療のモデル的病院としてその成果を県内に還元していく。

今年度も引き続き、健診部門の充実を図ることで、予防医学の充実を目指す。

新卒看護職員卒後研修や再就職支援研修への地域の医療機関からの参加を可能にするほか、緩和ケア、脳卒中、褥瘡、栄養、摂食嚥下等様々な領域において看護実践能力の向上を支援する。

1-4-2 社会的な要請への協力

医療に関する鑑定や調査、講師派遣などの社会的な要請に対する協力を行う。

1-4-3 保健医療情報の提供・発信

(1) 公開講座、医療相談会等の定期的開催

一般市民向けの公開（出前）講座や医療に関する相談会を定期的に開催し、保健医療・各種福祉制度に関する情報の提供や発信を行う。

また、他の機関が主催する住民等に対する講師派遣についても積極的に協力していく。

(2) 保健医療、健康管理等の情報提供

岐阜県立下呂温泉病院広報誌「健康と医療」を発行するとともに、病院が有する保健医療情報についてもホームページで公開するよう努める。

地域住民を病院に招いて様々な医療機器の見学・説明等や、最近の医療の進歩等の講演会を行う病院まつりの開催など、病院を知ってもらう活動に取り組む。

また、中学生を対象に、医療従事者の業務を体験してもらい、将来の職業選択に役立ててもらおう取り組みを行う。

1-5 災害等発生時における医療救護

災害等への日頃からの備えを行うとともに、災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担い、医療スタッフの派遣等の医療救護を行う。

1-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実

(1) 医療救護活動の拠点機能の充実

岐阜県地域防災計画に基づき、又は自らの判断で、岐阜県あるいは飛騨地域の医療救護活動

の拠点機能を担うとともに、災害等の発生時には屋上ヘリポートを使用したドクターヘリ等の活用により患者の受入れを行うなど、救急医療の充実を図る。

また、災害時には免震構造を持つ病院施設としての機能を十分発揮できるよう近隣公共施設を所有する下呂市とともに災害・救援訓練の実施と体制強化を図る。

(2) 原子力災害時における医療従事者派遣要請への対応

岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）では、飛騨南部地域が原子力災害対策強化地域（実効線量が年間20ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域）とされていることから、岐阜県からの要請に対応できるよう、原子力災害時には放射線身体汚染検査の実施可能な医療機関としてサーベイメータ（放射線測定器）等によるスクリーニングを行える体制を整え、訓練等に努める。

1-5-2 被災時における病院機能維持のための準備体制の確立

(1) 診療継続計画の作成及び訓練等による体制の整備

診療継続計画を用いて、大規模災害等緊急事態においても病院としての機能を十分発揮できるよう緊急時における参集手段の確保、非常用自家発電等の燃料及び医療物資（医薬品、診療材料、給食材料等）の備蓄等、災害時医療体制の充実強化に努めるほか、訓練等による検証に取り組む。

(2) 診療情報に係るバックアップシステムの維持管理

現在、診療情報は免震構造の病院内において二重に保存するとともに、大規模災害時において過去の診療データを失わないよう岐阜県総合医療センター及び県立多治見病院間で、バックアップ体制を取っており、そのデータの適正な維持管理に努める。

1-5-3 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮

(1) 新型インフルエンザ等発生時における受入れ体制の整備

新型インフルエンザなどの新たな感染症の集団発生に備えた受入れ体制を整備、必要な物資・資材を確保、施設・設備を点検するなど、岐阜県と連携して県立病院として医療的な危機対応を行う。

(2) 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施

新型インフルエンザ等発生時において速やかに対処できるよう職員への教育及び訓練等を実施し、計画の検証を行う。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組

2-1 効率的な業務運営体制の確立

自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図る。

2-1-1 効果的な組織体制の確立

(1) 効率的かつ効果的な組織体制の充実

理事長と院長の職務と権限を明確化したことにより、効率的な病院管理を行うとともに、経営改善に努力していく。また当院の理念を職員全員が理解し、その実現に向けて組織的に取り組むため、次のとおり職種間のコミュニケーションや相互連携を深める。

- ・幹部会を活用し、組織の意志を明確にするとともに、管理会議等で情報共有を図る
- ・職員一人ひとりが医療スタッフ毎の役割と義務を自覚し、職務に取り組む

(2) 各種業務のIT化の推進

人事給与システム、旅費システム、経営管理システムなどITを活用した各種事務合理化を進める。

(3) アウトソーシング導入による合理化

定期的な業務についてはアウトソーシングの導入を検討する。

(4) 経営効率の高い業務執行体制の充実

経営企画機能を強化することで、経営効率の高い業務執行体制を充実するとともに、職員の意見が反映されやすい風通しの良い組織運営に努め、「企業体意識」の向上を目指す。また、定年を迎えた職員のうち、病院経営に寄与すると認められる職員については定年延長や再雇用に努める。さらに、各種経営分析を行い、その結果を経営に活用する。

(5) 危機管理事案等発生時における情報共有体制の確立

危機管理事案発生時には、病院全体で対応できるよう、幹部会などを活用した速やかな情報共有体制の構築を図るとともに、関係機関への適切な情報提供を行う。

2-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用

(1) 弾力的運用の実施

医療需要の変化や患者の動向に迅速に対応するため、診療科の変更や医師・看護師等の配置の弾力的運用に努める。特に看護師については業務量に応じ柔軟な職員配置を行う。

また、医療環境の変化や病棟薬剤業務実施加算などの新たな業務に対応するため、薬剤師の確保に努め、業務に応じた職員配置を行う。

その他、障害者雇用に努め、適切な職員配置を促進する。

(2) 効果的な体制による医療の提供

職種の特異性に基づき、多様な勤務形態の非常勤専門職を活用することで、効率的に医療を提供する。

また、各医療現場のニーズにあった適正な人材確保に努める。

医師事務作業補助者の業務の質の向上、病棟事務補助者の設置に努める。

(3) 3法人間の人事交流による適正な職員配置

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立多治見病院との間での人事交流を積極的に行うことで、適正な人員配置を実現する。

今年度も引き続き、職種又は職位によって発生する人員の過不足に対処するため、3法人間で相互に職員を派遣し、医療サービスの水準を維持する。

2-1-3 人事評価システムの構築

職員の実績や能力を職員の給与に反映し、職員の人材育成及び人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価制度の構築と試行を実施する。

2-1-4 事務部門の専門性の向上

病院特有の事務に精通し、法人の事務及び経営の中心となる職員を計画的に確保するとともに、職員には診療報酬事務、病院経営等の専門研修に積極的に出席させるなど、事務部門の専門性の向上に努める。

また、病院経営幹部職員も各種病院マネジメント研修を受講し、経営改善に役立てる。

事務部門における診療部門の支援・強化を図るため、事務職員の診療情報管理士及び医療情報技師の資格取得を支援する。

2-1-5 コンプライアンス（法令や倫理の遵守）の徹底

県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、医療情報の情報開示については、岐阜県個人情報保護条例及び岐阜県情報公開条例に基づき、適切に対応する。

職員に対しては、コンプライアンスについて研修するなど意識啓発に関する取組を実施するほ

か、監事監査や内部監査などによる検証・評価に努める。

2-1-6 適切な情報管理

情報セキュリティ基本方針・対策基準に基づく業務の情報セキュリティ対策の充実及びチェック体制の確立に努めるとともに、職員等を対象に院内研修を実施し情報セキュリティ意識の向上に取り組む。

2-2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善

地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。

2-2-1 多様な契約手法の導入

他の病院の取組を参考に、複数年契約や複合契約、長期継続契約などの多様な契約手法の検討、導入により、契約事務の集約化・簡素化・迅速化を図る。

特に、高度医療機器については、購入後のメンテナンス費用も考慮しつつ、必要性が生じた場合のみのスポット契約を視野に検討を行う。

また、既に締結した保守契約については、常に見直しを行い、病院全体として支出を抑えていくよう精査を行う。

薬剤・診療材料の購入にあたっては、より安価に購入するよう努める。

2-2-2 収入の確保

(1) 効率的な病床管理、医療機器の効果的な活用

病床利用率については、常勤医師の確保により入院患者数の増加を目指すとともに、病棟ごとの利用率を常に把握し、病院全体として効率的な活用ができるよう病床管理を徹底する。

また、開放型病床の活用に努め、地域の医療機関と共同で治療を行うことにより、病診連携の強化とともに収益確保を図る。

医療機器については、医師確保により稼働率の向上を目指すとともに、有効活用の視点から開業医等の受託促進に努める。

診療科毎の収益改善、医業費用の効率向上や削減に向けて取り組んで行く。

- ・DPCデータ提出加算の取得によるデータ分析及び活用
- ・地域包括ケア病棟の稼働率向上と効率的な運用

(2) 未収金の発生防止対策等

未収金の発生防止対策として、患者負担分の支払相談に早期に着手し、公的制度の利用確認等による発生の未然防止に努めるほか、発生リスクの軽減を図るため、クレジットカード収納の導入等を検討していく。

発生した未収金に対しては、必要に応じて電話催告や臨宅を実施し、分納制度等を活用するほか、回収困難な事例については、少額訴訟制度の活用を活用し、未収金回収に努力していく。

使用料・手数料については、県内の公立病院及び民間病院の状況を把握することで、適正な使用料・手数料の算定ができるよう努める。

(3) 施設基準の取得

非常勤医師の常勤化や経験年数等の資格を満たした医師の確保、医療スタッフの採用等により新たな施設基準の取得を目指す。

(4) 国の医療制度改革や診療報酬改定等の迅速な対応

国の医療制度改革や診療報酬改定等については、情報収集を行い速やかに対応する。

2-2-3 費用の削減

(1) 在庫管理の徹底等

薬剤・診療材料及び消耗品については、現場からの提案を取り込むほか、物流管理システムによる在庫管理を徹底するとともに、新規品目採用時には、原則として類似品目を廃止することで、費用の節減を図る。

また、5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動を推進することにより、作業効率の向上や不要在庫の減少などコスト削減に努める。

(2) 後発医薬品の効率的採用

有効性・安全性を考慮しつつ、先発医薬品を後発医薬品に変えるよう努める。

(3) 経営意識の向上

毎月の経営情報を院内掲示板で提供することで、職員全員の経営意識を向上させ、一層の費用削減に繋げる。また、常にコストを意識し、経費、試薬、消耗品等の節約に努める。

(4) 内部牽制機能の強化

より安価でより効率的な執行に努めるとともに、内部牽制機能を強化することで、安易な執行の抑制を図る。

3 予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画

「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標の期間の最終年度までに、経常収支比率を100%以上、医業収支比率を100%以上及び職員給与費対医業収益比率を60%以下とすることを旨とする。

3-1 予算(平成30年度)

(単位:百万円)

区 分		金 額
収入		
営業収益		4,513
医業収益		3,604
運営費負担金収益		878
その他営業収益		32
営業外収益		69
運営費負担金収益		57
その他営業外収益		12
資本収入		261
長期借入金		112
運営費負担金		135
その他資本収入		15
その他の収入		0
計		4,844
支出		
営業費用		4,085
医業費用		3,866
給与費		2,399
材料費		611
経費		837

	研究研修費	19
	一般管理費	219
	給与費	158
	経費	60
	営業外費用	98
	資本支出	381
	建設改良費	179
	償還金	198
	その他資本支出	4
	その他の支出	0
	計	4,564

(注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

[人件費の見積]

年度中総額2,557百万円を支出する。

上記の額は、法人役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するもの。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。

3-2 収支計画（平成30年度）

(単位：百万円)

区 分		金 額
収益の部		4,570
収益の部	営業収益	4,501
	医業収益	3,592
	運営費負担金収益	878
	資産見返負債戻入	0
	その他営業収益	31
	営業外収益	69
	運営費負担金収益	57
	その他営業外収益	11
	臨時利益	0
	費用の部	
費用の部	営業費用	4,762
	医業費用	4,512
	給与費	2,700
	材料費	566
	経費	787
	減価償却費	441
	研究研修費	18
	一般管理費	250

	給与費	178
	減価償却費	22
	経費	50
	営業外費用	247
	臨時損失	0
	予備費	0
	純利益	▲439
	目的積立金取崩額	0
	総利益	▲439

(注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある

3-3 資金計画（平成30年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	7,283
業務活動による収入	4,583
診療業務による収入	3,604
運営費負担金による収入	936
その他の業務活動による収入	43
投資活動による収入	150
運営費負担金による収入	135
その他の投資活動による収入	15
財務活動による収入	112
長期借入による収入	112
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	2,438
資金支出	7,283
業務活動による支出	4,183
給与費支出	2,557
材料費支出	611
その他の業務活動による支出	1,015
投資活動による支出	182
有形固定資産の取得による支出	179
その他の投資活動による支出	3
財務活動による支出	198
長期借入金の返済による支出	127
移行前地方債償還債務の償還による支出	71
その他の財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	2,720

(注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

4 短期借入金の限度額

4-1 限度額

5億円

4-2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産が

ある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

7 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

8-1 職員の就労環境の向上

(1) 職員の就労環境の整備

医療従事者の業務負担を軽減するため、必要な人数の確保に努めるとともに、時間外勤務の縮減等の勤務環境の改善を図る。また、職員の実情に応じた柔軟な勤務形態の導入等次の対策を講じる。

- ・変則2交代制や2交代制等、多様な勤務形態の導入による人員の確保に努め、看護職員の業務負担の軽減を図る。
- ・救急外来に係る管理当直及び日直の受付業務については、引き続き非常勤業務補助職員による対応により、常勤職員の時間外勤務を軽減する。
- ・院内相談窓口の機能を強化する。
- ・ワークライフバランスの向上、労務管理の手引き書の作成に取り組む等就労環境の整備を行う。
- ・新卒看護職員卒後研修や再就職支援研修を開催し、看護実践能力の習得を支援する。
- ・職員が高い意欲を持ち、能力を発揮できる病院を目指し、学会等へ参加する機会の確保と、病院内における研修会、講演会等の開催に努める。
- ・ハラスメントの防止につき、必要な措置を講じる。

(2) 職員の健康管理対策の充実

職員の身体面だけでなくメンタル面も含めた、心身の健康管理対策を充実するため、定期健康診断、特殊健康診断、人間ドック健診及びストレスチェックを実施するとともに、全職員を対象にした健康管理研修会を開催する。

1月単位の変形労働時間制を採用し、時間外勤務時間の削減、年次有給休暇の取得促進、代休の取得や週休日の振替の徹底、育児部分休業の活用等適切な労働管理のもと職員の家庭環境に配慮する。

(3) 院内保育施設の充実

育児中の女性医師、看護師及びコメディカル等に対する就労支援の充実を図るとともに、夜間保育の対応を推進する。

また、第2、第3土曜に実施している「土曜保育」について、継続して実施する。

8-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項

医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の人事交流等、県及び県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。

8-3 施設・医療機器の整備に関する事項

(1) 医療機器の計画的な更新・整備

医療機器は、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展等を総合的に判断し、計画的な更新・整備を実施する。

なお、次期中期計画期間中に更新を迎える医療総合情報システムについては、準備を進めるために順次検討を行う。

また、将来の収支計画に配慮したうえで、必要に応じリース契約の活用も検討する。

地域医療の充実・医師確保策として、国庫補助制度や下呂市からの支援により、核医学検査装置（R I 検査でガンマ線を検出するシンチカメラほか）の整備を図る。

(2) 施設の計画的な整備

不足している職員の福利厚生機能等を持つ施設の整備については、経営状況の改善に努め、その状況に応じて、検討に取り組む。また平成 29 年度に取得した旧湯ヶ峰等を含めた法人が所有する土地・建物の活用についても検討を進める。

8-4 法人が負担する債務の償還に関する事項

法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実にやっていく。